

派遣費支払い基準

第1条 目的及び趣旨

会員が種々の行事に参加する場合、参加するための経済的負担を軽減することを目的として、会財政より補助を行うためにこの基準を定める。

第2条 適用

会員は、下記の行事に参加する場合、会財政より参加補助金を受けることができる。

ただし、参加については運営委員会や県連の承認を必要とする。承認なしに参加した場合は、支出されない場合がある。

1. 労山の全国連盟、地方協議会、地方連盟、及び労山に加盟する山岳会が主催する行事及び諸活動。
2. 1項以外の団体が主催する行事及び諸活動で、労山の活動(遭難対策、自然保護・登山の技術知識の習得・その他)と趣旨を同じくする内容の行事であると運営委員会が認めたもの。

第3条 参加後の報告

参加後、参加費、交通費を報告し、報告書を当会に提出する。

提出形式としては、機関誌に掲載される形式とする。

なお県連からの補助を受ける場合は、会より県連に同報告書を提出し、県連ニュースに掲載される。

第4条 補助金額

会員は、会財政より下記の金額の補助を受け取ることができる。

参加費及び交通費の合計の実費の1/2

ただし、他からの補助がある場合は、補助金総額が費用の1/2となるように差額を支出する。補助に上限を設ける…別表参照

1. テキスト代等、個人の所有となる資料代等が参加費と分かれている場合は、その資料代等は負担しない。
2. 補助金額は、参加者1名についての補助金額である。ただし、同一行事に多数の参加者がある場合は、補助について運営委員会が調整・判断する。
3. 予算の範囲を超える場合は、補助について運営委員会が調整・判断する。
4. 同一の講習会・登山学校に対する補助は、一人に対して1回とする。ただし自費での参加は妨げない。
5. 車を使用した場合の交通費は、「山行時の車両利用に関する規定」に準じて決定する。

第5条 附則

1. 当基準にないこと及び当基準では処理が不可能な場合は、基準の精神に基づいて運営委員会で決定する。
2. 当基準の改廃は、運営委員会で決定する。

別表 上限金額

(補助は参加費と交通費の合計の 1/2 で、下記表が上限金額となる。)

(注 補助金については、県連その他からの補助がある場合は、その金額と上限までの差額を奈良労山から支給する。)

区分	内容	例	近畿	近畿外
機関会議	連盟を代表	近畿ブロック会議 全国会議	全国、県連盟よりの支給 当会より支出しない。	
登山学校 講習会	会から派遣	登山学校 雪崩講習会	¥20,000 (宿泊を伴う。)	¥40,000
交流集会	会から派遣	自然保護集会	¥10,000	¥20,000
交流山行	自主参加	女性交流山行 登山交流会	¥5,000	¥10,000
労山外集会	会から派遣/自主 参加	森と自然集会	¥5,000	¥10,000

注 近畿の日本海側(例、舞鶴、豊岡など)は、近畿外とする。

1993年 4月 1日 制定

2004年 3月 28日 改定

2016年 3月 27日 改定